

平成27年1月29日(木)

法人インターネットバンキング被害補償制度の変更について

- 平成27年2月1日より、法人インターネットバンキング被害補償限度額を3千万円に増額するなど、補償制度を一部変更します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成27年2月1日より、トマト法人インターネットバンキングサービスの不正払い戻し被害の補償制度を一部変更いたしますので、お知らせいたします。

法人向けインターネットバンキングサービスで、不正な手段による暗証番号の盗み取り、不正送金させる被害が全国的に多発していることなどから、お客さまにより安全にインターネットバンキングをご利用いただくため、補償限度額を3千万円(現行 5百万円)に増額するなど、補償制度を変更するものです。

記

1 補償制度変更内容

- (1) 一事故(※)あたりの補償限度額を5百万円から3千万円に増額いたします。

※ 一事故とは、期間に関係なく同一の犯行などによる被害と当社が判定した事故をいいます。

- (2) 補償を受けられないケースに「故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による損害であった場合」を追加いたします。

2 変更日: 平成27年2月1日(日)

3 補償対象とならない場合

以下に該当する場合には補償が受けられませんのでご注意ください。

- お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- 不正な払い戻しの発生した翌日から30日以内に当社へ事故の届出がなかった場合
- お客さま、またはお客さまの従業員等(お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方)の故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による被害であった場合
- お客さまの従業員等(お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方)が加担した不正による損害であった場合
- ウイルス対策ソフトをご利用でない場合
- 電子証明書サービスをご利用でない場合
- 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

以上

本件に関するお問い合わせ先	リスク統括部	久山(くやま)	Tel 086-800-1230
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	藤岡・俣野	Tel 086-221-1057